

受付期間を令和3年1月末まで延長！

新型コロナウイルス感染症経済支援融資緊急利子補給金制度

のご案内

令和2年の新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受ける中小企業を支援するため、政府系金融機関及び兵庫県制度融資を利用した事業者に対して、利子補給金を交付する緊急経済対策の受付期間を令和3年1月末まで延長します。

新型コロナウイルスに関連した政府系金融機関が取扱う融資制度や兵庫県の制度融資「経営円滑化貸付」を利用された町内事業所の方に、1.0%を上限に利子補給を行う制度です。

◆◇利子補給金制度の概要◆◇

◆対象者	町内の事業者(法人、個人)で次の要件に該当する方 (1)町内に事業所を有し、同一事業を6か月以上営んでいること (2)町の徴収金に滞納がないこと
◆対象となる融資	(新型コロナウイルス関連) ①日本政策金融公庫 1)新型コロナウイルス対策マル経 2)新型コロナウイルス関連生活衛生改善貸付 3)衛生環境激変対策特別貸付 4)一般貸付 5)セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金貸付) 6)小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ②兵庫県 1)経営円滑化貸付 2)経営活性化資金 3)借換等貸付 4)新型コロナウイルス危機対応貸付 5)新型コロナウイルス感染症対応資金 6)新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付
◆利子補給の対象借入限度額	2,000万円以内
◆利子補給率	1.0%以内
◆利子補給の期間	5年間
◆利子補給の方法	元金均等償還による利息に対し、年2回利子補給額を補助金として交付
◆適用期間等	令和3年1月31日までの融資実行分

◆**提出先** 香美町役場 観光商工課もしくは各地域局 農林建設係まで

◆**問合せ先** 香美町役場 観光商工課 TEL0796-36-3355

◆**融資の相談先**

最寄りの取扱金融機関へご相談ください。

- ・但馬銀行(香住支店、村岡支店)
- ・但馬信用金庫(香住支店、村岡支店)
- ・みなと銀行(香住支店)
- ・たじま農業協同組合(香住支店、村岡支店、美方支店)
- ・日本政策金融公庫 豊岡支店
- ・香美町商工会(本所、村岡支所)

◆**利子補給金が支払われるまでの主な流れ**

